

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月12日
【四半期会計期間】	第24期第3四半期（自平成24年12月1日至平成25年2月28日）
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区有明三丁目7番26号
【電話番号】	03（3520）0066（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第3四半期 累計期間	第24期 第3四半期 累計期間	第23期
会計期間	自平成23年 6月1日 至平成24年 2月29日	自平成24年 6月1日 至平成25年 2月28日	自平成23年 6月1日 至平成24年 5月31日
売上高(千円)	1,098,117	593,336	1,359,448
経常利益又は経常損失() (千円)	40,425	61,270	57,436
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失()(千円)	31,849	69,204	76,905
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	1,255	927	971
資本金(千円)	785,155	787,468	785,155
発行済株式総数(株)	58,429	58,629	58,429
純資産額(千円)	1,349,502	1,172,843	1,395,252
総資産額(千円)	1,506,147	1,442,631	1,704,605
1株当たり四半期(当期)純利益金 額又は四半期純損失金額() (円)	577.76	1,340.42	1,393.79
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	562.24	-	1,357.96
1株当たり配当額(円)	-	-	450
自己資本比率(%)	89.3	80.8	81.6

回次	第23期 第3四半期 会計期間	第24期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成23年 12月1日 至平成24年 2月29日	自平成24年 12月1日 至平成25年 2月28日
1株当たり四半期純損失金額() (円)	1,686.44	1,393.80

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 第24期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて変更があった事項は、次のとおりです。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

3. 経営体制について

(2) 大株主との関係について

当社の創業画商である、株式会社永善堂、株式会社表玄、株式会社泰明画廊、みずたに美術株式会社が均等出資した持株会社である株式会社シンワアートホールディングスは、所有する当社普通株式を全て売却し、平成24年9月30日付で解散しております。これにより創業画商及びその親族関係にある個人株主の当社議決権の保有割合は、平成24年5月31日時点の約50%が平成24年11月30日現在は約31%となっております。

また、当第3四半期会計期間に創業画商及びその親族関係にある個人株主から提出された大量保有報告書及び変更報告書は以下のとおりです。

水谷大氏他1名から連名で、株式等保有割合減少の旨の平成25年3月1日付変更報告書（大量保有）の写しの送付があり、平成25年2月25日現在で合計2,703株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認が出来ておりません。

株式会社永善堂及び山村昌康氏から連名で、株式等保有割合減少の旨の平成25年3月1日付変更報告書（大量保有）の写しの送付があり、平成25年2月25日現在で合計2,723株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認が出来ておりません。

泉月啓左氏から、株式等保有割合減少の旨の平成25年2月27日付変更報告書（大量保有）の写しの送付があり、平成25年2月25日現在で2,995株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認が出来ておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の復興需要を背景に緩やかな回復基調にあり、さらに昨年末の政権交代後の円安の進展や株価の回復等、国内景気回復への期待が高まる一方、欧州債務危機や中国の経済成長率鈍化を背景とした世界経済の減速が、なお懸念材料となっております。

このような環境のもと、当社は引き続き徹底したコスト管理のもとに高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めてまいりましたが、当第3四半期累計期間においても、主力の近代美術オークションでの取扱高の減少に加え、前年同期間に戦略的に行ったプライベートセール及びその他事業の実績との比較で、取扱高、売上高、商品売上高ともに前年同期を引き続き下回ることとなり、取扱高1,809,762千円（前年同期間比28.9%減）、売上高593,336千円（前年同期間比46.0%減、内商品売上高271,344千円（前年同期間比61.9%減））となりました。

利益面におきましては、経常損失61,270千円（前年同期間は40,425千円の経常利益）、四半期純損失69,204千円（前年同期間は31,849千円の四半期純利益）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

近代美術オークション部門の取扱高は746,720千円（前年同期間比21.1%減）、売上高は157,046千円（前年同期間比25.7%減、内商品売上高15,838千円（前年同期間比59.4%減））となりました。落札単価及び落札率は引き続き前年同期間とほぼ同水準で推移しましたが、出品点数の減少により、取扱高、売上高が減少しました。

近代陶芸オークション部門の取扱高は226,505千円（前年同期間比71.8%増）、売上高は47,541千円（前年同期間比42.7%増、内商品売上高は1,061千円（前年同期間比72.5%減））となりました。当期間は、2012年3月に取り扱いを開始した古美術を9月開催オークションにおいても継続して取り扱ったこともあり、92.6%という高い落札率を維持しつつ、出品点数、落札単価ともに前年同期間に比べて増加しており、取扱高、売上高が増加いたしました。

近代美術Part オークション部門の取扱高は162,250千円（前年同期間比15.4%減）、売上高は45,762千円（前年同期間比6.0%減、内商品売上高8,181千円（前年同期間比146.0%増））となりました。出品点数は前年同期間に比べて増加いたしました。落札単価、落札率の減少により、取扱高、売上高が減少しました。

その他オークション部門の取扱高は358,700千円（前年同期間比27.0%減）、売上高は82,581千円（前年同期間比47.1%減、内商品売上高6,861千円（前年同期間比87.5%減））となりました。当期間はBags/Jewellery&Watchesオークション4回、西洋美術オークション1回、ワインオークション2回を開催いたしました。前年同期間に開催した長谷川利行コレクション及び浮世絵オークションの開催がなかったため出品点数が減少し、さらに落札単価の減少と前年同期間に開催した西洋美術オークションにおける在庫商品の売上高との比較で取扱高、売上高が減少しております。

プライベートセールにおきましては、取扱高は229,278千円（前年同期間比52.1%減）、売上高は218,149千円（前年同期間比51.7%減、内商品売上高218,074千円（前年同期間比51.6%減））となりました。前年同期間は、東日本大震災の影響による美術品流通の停滞を予測し、特にプライベートセールを戦略的に強化いたしましたので、その影響により、取扱高、売上高ともに引き続き前年同期間値を下まわる状況にあります。

（2）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について変更があった事項は次のとおりです。

これまで当社は、24年にわたり日本国内におけるオークション市場の拡大を目指してまいりました。しかしながら、現在の当社を取り巻く事業環境は、長期にわたるデフレ、国内経済の停滞により、悪化の一途を辿っております。特に近年、オークションへの出品が急速に低迷しており、その影響は高額品ばかりか低価格帯にまで及んでおります。昨年末の政権交代によるインフレ目標政策は、中期的には当社にとって大変有利にはたらくものと期待を寄せておりますが、日本の実体経済がはっきりとインフレに転換するまでは、日本の美術品取引市場の成長には限界があると考えております。このまま市場が縮小してまいりますと、日本市場が世界の中で大きく立ち後れる状況になるばかりでなく、日本の美術そのものが歴史から消えてしまうリスクを強く感じております。

美術品の芸術的価値と直接リンクはしていないものの、経済的尺度も決して無視できるものではありません。日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を市場に発信できるのは当社しかないものと自負し、当社は、今年1月に中期経営計画を策定し、その中で今後5年を第二の創業期と位置付け、これまでに培ってきた人材、経営資源、経験、データのすべてを活かし、自らがマーケットメーカーとしての機能を持ち、責任をもって日本の近代美術を価値付けしてまいります。

同時に、新たな成長戦略に転換し、一方で安定的な収益の見込める新たな事業を柔軟な発想で模索しつつ、他方市場からの積極的な資金調達を含めた資本政策を駆使することにより、規模を伴った安定したプラットフォームを構築してまいります。

（3）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000
計	180,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年2月28日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年4月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	58,629	58,679	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお単元株制度は採用しておりません。
計	58,629	58,679		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年4月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

1.平成25年1月21日取締役会決議による第5回新株予約権

決議年月日	平成25年1月21日
新株予約権の数(個)	2,970
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,970
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31,350
新株予約権の行使期間	自平成25年2月5日 至平成30年2月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 31,430 資本組入額 15,715
新株予約権の行使の条件	注4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注6

(注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき80円で有償発行しております。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日以後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 相続した新株予約権を行使することはできない。
割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記3. に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に27%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額（ただし、上記3. に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に100%を乗じた価格（1円未満の端数は切り上げる。）で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4 に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年2月5日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年2月4日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件

上記4 に準じて決定する。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5 に準じて決定する。

(9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2. 平成25年1月21日取締役会決議による第6回新株予約権（ストック・オプション）

決議年月日	平成25年1月21日
新株予約権の数（個）	1,260
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,260
新株予約権の行使時の払込金額（円）	44,000
新株予約権の行使期間	自 平成27年2月5日 至 平成30年2月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 44,000 資本組入額 22,000
新株予約権の行使の条件	注3
新株予約権の譲渡に関する事項	注5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	注6

- (注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約・分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の80%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の100%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の115%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
平成27年2月5日（本新株予約権を行使することができる期間の初日）と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年2月4日（本新株予約権を行使することができる期間の末日）までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年12月1日～ 平成25年2月28日 (注)1	200	58,629	2,312	787,468	2,312	392,217

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成25年3月1日から平成25年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が50株、資本金及び資本準備金がそれぞれ578千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,598	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,831	49,831	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	58,429	-	-
総株主の議決権	-	49,831	-

【自己株式等】

平成25年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
シンワアートオーク ション株式会社	東京都中央区銀座 7 - 4 - 12	8,598	-	8,598	14.72
計	-	8,598	-	8,598	14.72

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年12月1日から平成25年2月28日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年6月1日から平成25年2月28日まで）に係る四半期財務諸表について、UHY東京監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	977,832	699,834
オークション未収入金	80,974	70,221
商品	240,189	328,228
前渡金	272,775	142,817
その他	80,205	91,030
貸倒引当金	126	49
流動資産合計	1,651,851	1,332,083
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	9,942	8,619
車両運搬具(純額)	344	260
工具、器具及び備品(純額)	1,701	5,624
有形固定資産合計	11,988	14,504
投資その他の資産		
その他	55,083	110,428
貸倒引当金	14,317	14,385
投資その他の資産合計	40,765	96,043
固定資産合計	52,753	110,547
資産合計	1,704,605	1,442,631
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,304	10,170
オークション未払金	160,016	75,316
短期借入金	-	100,000
未払法人税等	3,315	1,406
賞与引当金	13,495	5,870
役員賞与引当金	16,423	7,771
その他	85,398	40,452
流動負債合計	279,952	240,987
固定負債		
退職給付引当金	29,400	28,800
固定負債合計	29,400	28,800
負債合計	309,352	269,787

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	785,155	787,468
資本剰余金	389,905	392,217
利益剰余金	303,072	208,969
自己株式	87,856	222,826
株主資本合計	1,390,276	1,165,829
新株予約権	4,975	7,014
純資産合計	1,395,252	1,172,843
負債純資産合計	1,704,605	1,442,631

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年6月1日 至平成25年2月28日)
売上高	1,098,117	593,336
売上原価	574,785	250,979
売上総利益	523,332	342,356
販売費及び一般管理費	480,410	411,056
営業利益又は営業損失()	42,922	68,699
営業外収益		
受取利息	200	166
為替差益	-	5,479
受取保険金	1,474	-
貸倒引当金戻入額	1,898	9
受取査定報酬	-	2,327
その他	429	196
営業外収益合計	4,004	8,179
営業外費用		
支払利息	901	650
為替差損	3,943	-
消費税等差額	1,560	-
その他	95	100
営業外費用合計	6,501	750
経常利益又は経常損失()	40,425	61,270
特別利益		
未払配当金戻入益	500	-
特別利益合計	500	-
特別損失		
固定資産除却損	-	22
特別損失合計	-	22
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	40,925	61,293
法人税、住民税及び事業税	1,020	1,020
法人税等調整額	8,056	6,891
法人税等合計	9,076	7,911
四半期純利益又は四半期純損失()	31,849	69,204

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年6月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間(自平成23年6月1日至平成24年2月29日)及び当第3四半期累計期間(自平成24年6月1日至平成25年2月28日)

季節的変動要因

当社の事業構造として、オークションが第2四半期及び第4四半期に多く開催される傾向があるため、四半期会計期間別の業績には季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年6月1日 至平成25年2月28日)
減価償却費	6,141千円	2,857千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成23年6月1日至平成24年2月29日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年8月30日 定時株主総会	普通株式	24,741	450	平成23年5月31日	平成23年8月31日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自平成24年6月1日至平成25年2月28日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年8月30日 定時株主総会	普通株式	24,898	450	平成24年5月31日	平成24年8月31日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成24年8月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することを決議し、平成24年8月29日に当該取得を実施しております。この結果、当第3四半期累計期間において自己株式が134,970千円増加し、当第3四半期会計期間末における自己株式は222,826千円となっております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成24年5月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年2月28日)
関連会社に対する投資の金額	3,390千円	3,390千円
持分法を適用した場合の投資の金額	3,102千円	4,099千円

	前第3四半期累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年6月1日 至平成25年2月28日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,255千円	927千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)2	合計
	近代美術 オークション	近代陶芸 オークション	近代美術Part オークション	その他 オークション (注)1	プライベート セール	計		
売上高	211,460	33,314	48,709	156,182	451,598	901,266	196,851	1,098,117
セグメント 利益	156,552	17,029	33,535	103,590	135,220	445,927	77,404	523,332

(注)1. 「その他オークション」の区分には、Bags/Jewellery&Watchesオークション、西洋美術オークション、ワインオークション、浮世絵オークション、長谷川利行コレクションの結果を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、交換会等での販売及び貸会場事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	445,927
「その他」の区分の利益	77,404
全社費用(注)	480,410
四半期損益計算書の営業利益	42,922

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間（自平成24年6月1日 至平成25年2月28日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント						その他 (注)2	合計
	近代美術 オークション	近代陶芸 オークション	近代美術Part オークション	その他 オークション (注)1	プライベート セール	計		
売上高	157,046	47,541	45,762	82,581	218,149	551,081	42,254	593,336
セグメント 利益	112,620	30,714	26,642	48,574	125,512	344,064	1,707	342,356

(注)1. 「その他オークション」の区分には、Bags/Jewellery&Watchesオークション、西洋美術オークション、ワインオークションの結果を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、交換会等での販売及び宝飾品展示販売等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	344,064
「その他」の区分の損失（ ）	1,707
全社費用（注）	411,056
四半期損益計算書の営業損失（ ）	68,699

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年6月1日 至平成25年2月28日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	577円76銭	1,340円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	31,849	69,204
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額()(千円)	31,849	69,204
普通株式の期中平均株式数(株)	55,126	51,629
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	562円24銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,449	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前事業年度末から重要な変動があったものの 概要		

(注) 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年4月12日

シンワアートオークション株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 車田 英樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間(平成24年12月1日から平成25年2月28日まで)及び第3四半期累計期間(平成24年6月1日から平成25年2月28日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社の平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成24年5月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成24年4月13日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成24年8月31日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。